

[別紙 1]

随意契約理由書

件名	東クリーンセンター クレーン設備点検整備補修	
契約の相手方	富士ホイスト工業 株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当	
随意契約の理由		
<p>当センターは、市内の一般家庭から収集運搬された廃棄物を通年稼働により焼却処分する施設であり、各クレーン設備のうち、ごみクレーンについては可燃ごみを焼却炉へ投入する目的で、荒ごみクレーンについては一時貯留された大型ごみを中継車両へ積換えする目的で使用される等、各種クレーンは連日フル稼働する重要な設備であり、また健全な状態を常に維持する必要がある設備である。</p> <p>そして、当センターの運転計画に支障の無いよう設備仕様を詳細に把握し、点検整備を実施する必要があり、一方で当該設備については労働安全衛生法に従い、年次点検整備を短期間のうちに実施する必要もある。</p> <p>本請負人は、当該設備の設計及び製作を行った業者であるため、その構造等について十分に熟知しており、技術的な検討に対しても即時対応でき、かつ安全・迅速に施工することが出来る唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、上記業者を随意契約の相手方として選定する。</p>		
担当部署 (問合せ先)	環境局 東クリーンセンター	(電話番号 078-452-4100)